

令和８年度 町単 軽井沢町小中学校給食調理業務委託（長期継続契約）
に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の概要

(1) 委託業務の名称

令和８年度 町単 軽井沢町小中学校給食調理業務委託（長期継続契約）

(2) 内容・目的

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達、食に関する正しい知識と適切な判断力を養うために重要な役割を担っております。軽井沢町小中学校では自校給食を実施しており、おいしく安全・安心な給食を継続的に提供するために、衛生管理の徹底が図られ、的確な食物アレルギー対応ができ、安心・安全な給食を安定的に提供できる最新の知識と技術、豊富な経験を兼ね備えた事業者を公募型プロポーザルにより選考します。

委託内容の詳細については、別添「令和８年度 町単 軽井沢町小中学校給食調理業務委託に関する業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

なお、仕様書における委託内容は現時点での予定であるため、今後、打ち合わせや、事業内容の検討により変更する可能性がある。契約後の変更については、その都度協議対応とする。

(3) 委託契約期間及び実施期間

契約期間：契約締結の翌日から令和１１年３月３１日まで

実施期間：令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで

2. 予算額（提案限度価格）

276,900千円（３ヵ年合計及び消費税及び地方消費税込みの額）以内とする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格ではなく、「仕様書」に示す業務に要する費用の規模を示すものである。また、令和８年３月議会において、令和８年度当初予算に変更が生じた場合は、この限りではない。

3. 実施形式

本事業の委託契約者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件をすべて満たしていること。

- (1) プロポーザル方式等により契約しようとする業務（以下「当該業務という」）における当町の入札参加資格を有していること。

- (2) 募集開始日（公告日）に軽井沢町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要項等による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税、地方税等（すべての税）の滞納がないこと。
- (5) 軽井沢町暴力団排除条例（平成26年輕井沢町条例第17号）第2条に規定する暴力団または暴力団員でないこと。
- (6) 学校給食法に基づく学校給食の調理業務の受託実績を3年以上有していること。
- (7) 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取り消しの日から起算して2年を経過していない法人でないこと。
- (8) 過去3年間、受託した調理業務において、食中毒を原因とする食品衛生法に基づく処分を受けていないこと。
- (9) 長野県内または近郊県に本社、支社または営業所を有していること（原則2時間以内に現場で対応できることとする）。
- (10) 委託契約の締結時に履行保証人の確保及び代行保証制度に加入していること。なお、履行保証人は上記参加資格を全て満たしていること。

5. 募集内容

(1) 募集期間

令和7年10月14日（火）（公告日）から令和7年11月21日（金）まで

(2) 通知および入手方法

実施要領等の関係書類は、町ホームページからダウンロード可能。こども教育課窓口でも配布する。

(3) 申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び軽井沢町財務規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

(4) 提出書類

- ① 参加申込書
- ② 業務受託実績書（任意様式。本案件と同様業務の実績がわかるもの）
- ③ 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）

(5) 提出期限

令和7年11月21日（金）午後5時必着

(6) 提出場所

軽井沢町教育委員会 こども教育課学校教育係

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2353番地1

(7) 提出方法

郵送又は持参（※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議についてはこれを認めない。）

6. 施設見学

（1）施設見学申込期間

令和7年10月14日(火)から令和7年10月24日(金)午後5時まで

（2）申し込み方法

申し込みは電子メールのみの受付とする。件名を「軽井沢町小中学校調理施設見学参加申込」とし、本文に会社名、担当者名、連絡先、参加人数(2名まで)を記載し、軽井沢町教育委員会こども教育課学校教育係まで送信する。送信後、確認の連絡を行うこと。

メール gakkoukyouiku@town.karuizawa.nagano.jp

電話 0267-45-8672

（3）見学日時

令和7年10月下旬で個別に連絡する。なお、当日は見学のみとし、質問については別途提出すること。また、見学の際には細菌検査結果及び給食室に入る際の靴等を持参すること。

7. 審査会参加者の決定

（1）参加申込書提出者に対し、審査会参加決定の有無を下記のとおり通知する。

① 通知発送日 令和7年11月28日（金）

② 通知文書 参加資格審査通知書

8. 質疑・回答

（1）提出方法

実施要領、仕様書等に係る質疑は、質疑書（質疑書様式）によるものとし、郵送により提出すること。（事前に電子メールにより提出可）なお、質疑書提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

（2）提出期限

令和7年10月31日(金)午前9時から令和7年11月7日(金)午後5時まで。

（ただし、受信確認は、午前9時から午後5時まで。）

（3）提出先

軽井沢町教育委員会 こども教育課学校教育係

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2353番地1

（4）回答方法

令和7年11月19日(水)までに電子メールにより回答し、原本は郵送にて送付する。

9. 企画提案書

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。原則として、企画提案書は1者1提案とする。また企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書表紙（任意様式）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 見積書及び内訳書（任意様式）

(2) 企画提案書記載項目

次の事項については必ず記載すること。

- ① 学校給食に関する考え方(基本方針、食育への考え方など)
- ② 従業員に関する考え方（人員配置体制、従業員の補充・採用計画、教育・研修体制）
- ③ 安全・衛生管理に関する考え方（衛生管理の考え方、衛生管理体制）
- ④ 危機管理に関する考え方(危機管理体制、問題発生時の対処方法や体制、災害発生時の協力体制)
- ⑤ 食物アレルギー対応への考え方(具体的な取り組みや工夫している点)
- ⑥ 経費の概算見積額
- ⑦ その他企画提案者が必要と認める資料

(3) 作成にあたっての留意事項

- ① 原則、安易なA4ファイルで提出すること。
- ② 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。
- ③ 提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
提案書の下段余白中央にページ番号を付すること。
- ④ 提案書表紙には、タイトル「軽井沢町小中学校給食調理業務委託」、提出年月日を記載し、正本には、会社名・会社印及び代表者名・代表社印を記名押印すること。
- ⑤ 提案書（副本）の各ページには、企画提案者が分かるような社名等の特定ができる情報は記入しないこと。
- ⑥ 企画提案書の内容等について、こども教育課担当者から、必要に応じて問い合わせをする場合があるので、担当者の氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス等）を提案書（正本）の表紙に明記すること。

(4) 提出期間

令和7年12月1日（月）午前9時から令和7年12月12日（金）午後5時まで

(5) 提出先

軽井沢町教育委員会 こども教育課学校教育係

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2353番地 1

(6) 提出方法

直接持参又は郵送

(7) 提出部数

正本 1 部

副本 6 部

10. 審査

(1) 審査会

① 日 時 令和7年12月22日(月)

② 場 所 軽井沢町中央公民館 講義室

③ 開催時間 別途通知する。

④ 参 加 者 3名以内とする。

⑤ 審 査 順 企画提案書の申し込み順とする。

(2) 審査基準

審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容、(プレゼンテーション・ヒアリング内容)等を審査基準に基づき総合的に審査する。(別表参考例)

※ プレゼンテーションの時間は20分とする。

※ ヒアリングの時間は10分とする。

※ 企画提案書の提出者が1者の場合であっても当該企画競争は成立とみなす。

※ パソコン使用の場合は参加者が持参し、プロジェクター、スクリーン及びマイクは当町が用意する。ただし、プロジェクターとの不具合が生じる可能性もあるため、留意すること。

(3) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、町が設置する「令和8年度 町単 軽井沢町小中学校調理業務委託事業者審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)が行う。

(4) 契約候補者の決定

① 各委員が採点した結果を集計し、合計点を評価する方式(得点方式)及び各委員の評価順位を評価する方式(順位方式)を併用する。

② 得点方式で合計点が最も高い者、かつ、順位方式で最も多くの委員から第一順位に評価された者を候補者に、次に得点が高い者、かつ、順位方式で次に多くの委員から第一順位に評価された者を次点とする。

③ ②により両方式の該当者が一致しない場合又は同点により該当者が複数いる場合は、それぞれの方式の該当者の中から、審査委員会に置いて協議し、候補者を決定する。

1 1. 審査結果

(1) 通知方法

審査を受けた全参加者に対して、審査結果通知書及び審査結果集計表で通知する。

(2) 通知日

令和8年1月8日（木）に郵送にて配布する。

1 2. 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しない。

(2) 提出された提案書等は提出後において差し替え及び追加・削除は一切認めない。

(3) 町が追加資料の提出を求めることがある。

1 3. 情報公開

軽井沢町公式ホームページにおいて行う。

1 4. その他

(1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った参加者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ プレゼンテーション又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度価格）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) 提案内容の調整

契約候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、契約候補者との協議により、内容を修正・変更する場合がある。

(3) 契約の締結

選定された契約候補者との協議が整い次第、契約を締結することとする。なお、契約候補者との契約締結ができないと判断した場合は、審査点の次点者と契約締結に向けた交渉を行う。

(4) その他の留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- ② 緊急又はやむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合、本プロポーザルに要した費用を町に請求することはできない。
- ③ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ④ 提出期限後における企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。
- ⑤ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- ⑥ 参加承諾後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面により、担当課へ届け出ること。
- ⑦ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、町が契約候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、軽井沢町公文書公開条例（平成11年輕井沢町条例第21号）に基づき公開することがある。
- ⑧ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ⑨ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。
- ⑩ 電子メール、郵便等の通信、郵送事故については、本町はいかなる責任も負わない。

1 5. 日程

(1) 全体のスケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

※予定のため日程が前後する場合がある。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和7年10月14日（火）
② 施設見学の申込期間	令和7年10月14日（火）から 令和7年10月24日（金）まで
③ 施設見学	令和7年10月下旬(指定日)
④ 実施要領等に関する質疑受付期間	令和7年10月31日（金）から 令和7年11月 7日（金）まで
⑤ 実施要領等に関する質疑回答	令和7年11月19日（水）
⑥ 参加申込書の提出期限	令和7年11月21日（金）
⑦ 参加申込書者の審査会参加結果の通知	令和7年11月28日（金）
⑧ 企画提案書等の受付期間	令和7年12月 1日（月）から 令和7年12月12日（金）まで
⑨ プレゼンテーション及び審査	令和7年12月22日（月）
⑩ 審査結果の通知	令和8年 1月 8日（木）
⑪ 業務委託契約の締結	令和8年2月上旬

16. 問い合わせ

所在地 〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2353番地1

担 当 軽井沢町教育委員会 こども教育課学校教育係 木島 夏唯

電話番号 0267-45-8672

FAX 0267-46-1152

メール gakkoukyouiku@town.karuizawa.nagano.jp